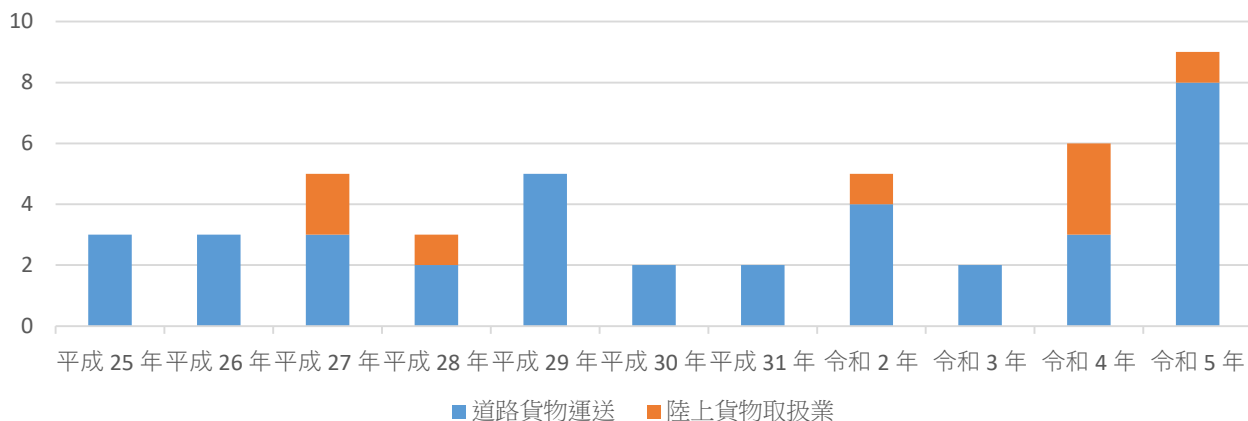


県内の運送業の死亡労働災害 過去最悪！！

令和5年の神奈川県内における陸上貨物運送事業の死亡労働災害は9件、過去10年で最大の発生件数となりました。このうち、トラックドライバーの死亡災害は8件でした。

陸上貨物運送事業 死亡労働災害発生状況



また、死亡災害で亡くなられた9人のうち、8人が50歳以上でした。

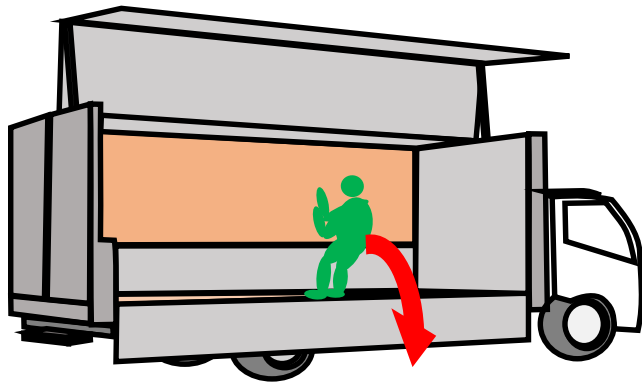
令和5年 陸上貨物運送事業 死亡労働災害発生状況（年齢別）



さらに、他の都道府県の事業場に所属するトラックドライバーが、神奈川県内の事業場で荷役作業中に亡くなられた死亡労働災害も発生しました。

令和5年に県内で発生した、次頁以降の災害発生事例を参考に、貨物自動車運送業の事業場におかれましてはトラックドライバーへの安全教育、安全装備の使用、健康管理、交通事故防止の徹底を、トラックによる荷の運送を依頼している全ての事業場におかれましては、荷役ガイドラインに基づく荷役作業の安全対策を、そして、いずれの事業場におかれましてもエイジフレンドリーガイドラインに基づく高齢労働者の労働災害防止対策を徹底していただき、死亡労働災害の防止に努めていただくようお願いします。

事例 1



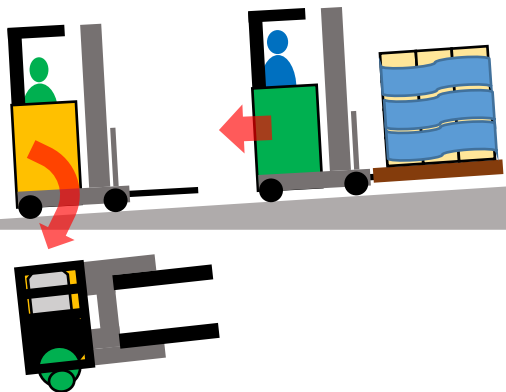
(発生状況)

中型トラック（ウイング車）運転者が、荷積み先の倉庫で片側のウイングとあおりを開放して荷積み準備を終え、荷台を後ろ向きに歩行中、約1メートル下の地面に墜落した。

(再発防止対策)

- 開口部に背を向けて作業を行わせないこと
- 開口部に背を向け作業させざるを得ない場合は保護帽（墜落時保護用のもの）、墜落制止用器具（安全带）を使用させること。

事例 2



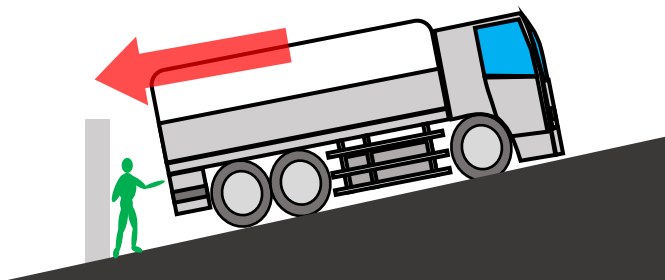
(発生状況)

トラック運転者が、リーチフォークリフトでプラットフォーム上から地上のトラック脇まで移動するため下りスロープを後進中、もう一台のリーチフォークもスロープを下ってきたため、焦って操作を誤りプラットフォームからの脱輪して35センチメートル下の地面に同車ごと落ち、同車の下敷きになった。

(再発防止対策)

- スロープに脱輪防止壁を取り付けること。
- スロープにフォークリフトが複数台通行することが無いよう、作業計画を策定すること。

事例 3



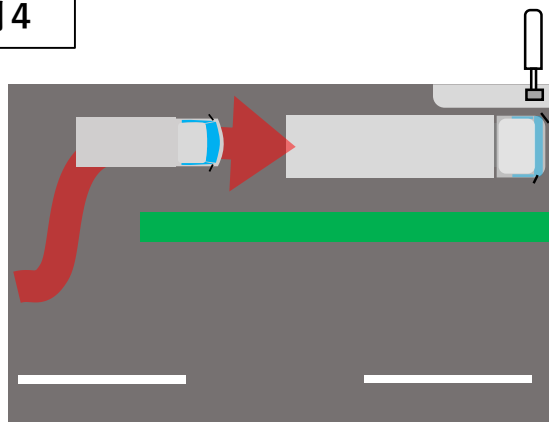
(発生状況)

配送先構内の坂にタンクローリー車を停車し、エンジンを切らずに一旦作業場所に向かったところ、サイドブレーキのかかりが悪く、ローリー車が坂道を後進した。運転手がそれに気づき慌ててローリー車に駆け寄ったがローリー車とコンクリート壁に頭と頸椎を挟まれた。

(再発防止対策)

- 車両を停車する場合は、平たんな場所に停車させること。
- 停車する際はサイドブレーキをきちんとかけるとともに、輪留めを使用させること。

事例 4



(発生状況)

東名高速上り線（神奈川県外）を4トントラックを運転して走行中、前方に停車していた大型トラックに追突した。

(再発防止対策)

- 路肩等に駐停車する場合は、十分に速度を落とし、前方を確認すること。
- 普段から体調を整え、運転業務に就く前には、十分な休息をとってから運転すること。

事例 5



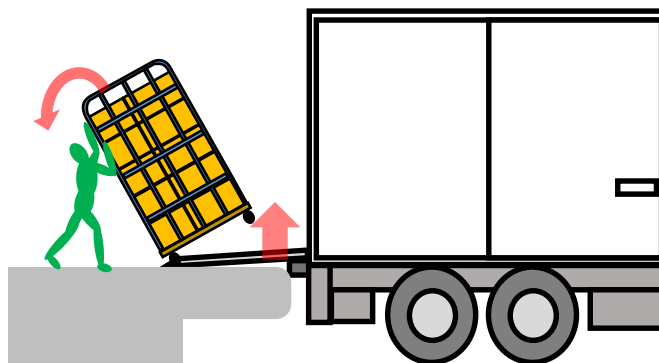
(発生状況)

トラック運転者が、配送に出発する前に雨天用の養生材を保管場所から持ち出して歩行中、別のトラックに荷積み中のフォークリフトの経路を横切った際に、後進中の同車に激突された。

(再発防止対策)

- 事業場にて、歩行者通行帯と定めている箇所以外の通行は行わないこと。
- 自社内で荷役作業を行うトラック運転手に対して、事業場で定めるルールについて、定期的に教育を行うこと。

事例 6



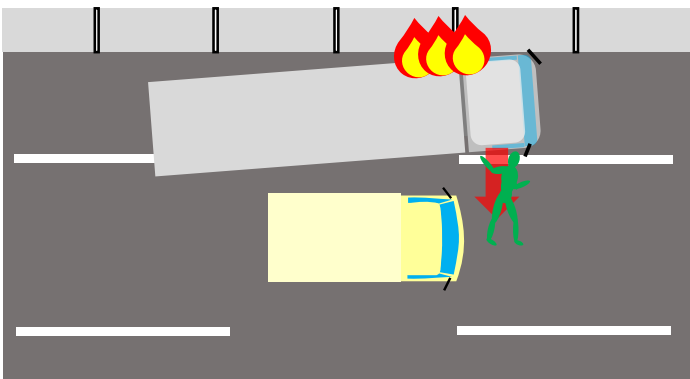
(発生状況)

トラック運転者が配送先の構内にて、テールゲートリフター（以下TGLと表記）をプラットフォーム上に降ろし、ロールボックスパレット（以下RBPと表記）をトラックから搬出しようとしたところ、誤ってTGLのリモコンスイッチの上昇ボタンを押しTGLが上昇、はずみでRBPが転倒し落下、被災者がその下敷きになった。

(再発防止対策)

- TGLのリモコンスイッチを操作しない時は、スイッチを切っておくことを徹底すること。
- RBPが転倒しそうな時は、支えようとせず、すぐに巻き込まれない箇所に退避すること。

事例 7



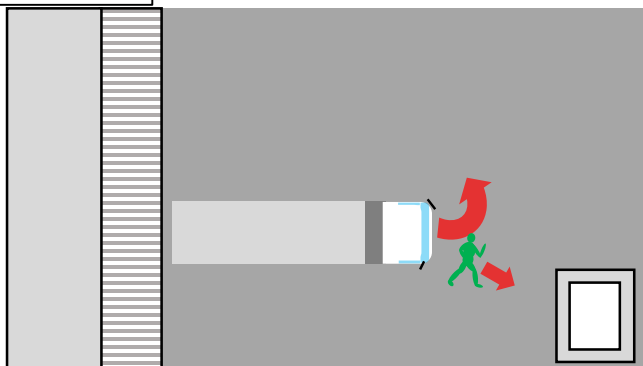
(発生状況)

首都高速上り線（神奈川県外）をトレーラーを運転して走行中、側壁に衝突（単独事故）した直後に車両火災が発生した。下車して脱出した際に、後ろから走ってきたトラックにはねられた。

(再発防止対策)

- 出発前に車両の点検・整備を行うこと。
- 車両出火時を想定した避難訓練を、定期的実施すること。
- 普段から体調を整え、運転業務に就く前には、十分な休息をとってから運転すること。

事例 8



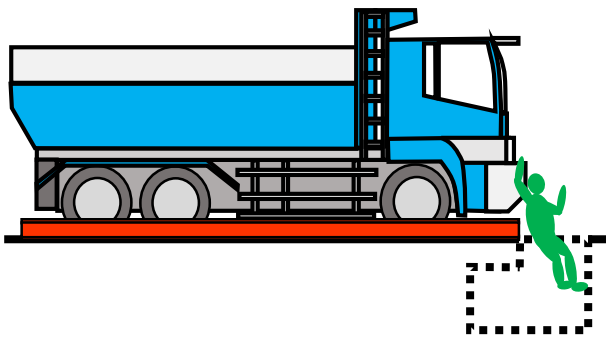
(発生状況)

大規模物流施設において、バースが並ぶ前を巡回し、空きバースを見つけてその番号を敷地入り口の入場車案内係に無線連絡する業務中、荷積みを終えてバースから発車したトレーラーにひかれた。

(再発防止対策)

- 歩行者（バース巡回者を含む）が移動するエリアを設定・表示し、当該エリア以外に歩行者は立ち入らないこと、車両も侵入しないことを周知・教育する。

事例 9



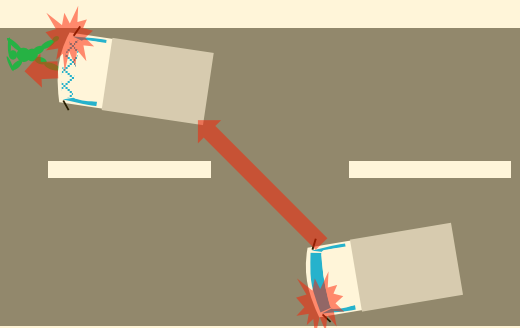
(発生状況)

ダンプで土砂を運び、荷下ろし先に到着し計量器に乗り入れて下車し、受付・計量事務所向かう途中、計量器の点検用ピット（深さ1.2m、開口部1.6m×0.9m）に落ちて頭を打った。

(再発防止対策)

- 点検用ピットに、墜落防止のための覆い・囲い等を設ける。

事例 10



(発生状況)

一般道トンネル内左車線を走行中、何らかの原因で左壁に車両の左側が接触、その反動により右壁に車両の右側が接触。その時の勢いで、運転手が運転席からフロントガラスを突き破り道路に転落、止まりかけていた車両の前輪に轢かれた。

(再発防止対策)

- 運転の際はシートベルトの着用を徹底する。
- 普段から体調を整え、運転業務に就く前には、十分な休息をとってから運転すること。

※ 上記の死亡労働災害発生状況等の解説動画を、神奈川労働局のホームページに掲載しておりますのでご確認ください。



※ 改正版の陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドラインを、神奈川労働局のホームページに掲載しておりますのでご確認ください。



※ エイジフレンドリーガイドラインを、厚生労働省ホームページでご確認ください。

